

ニセコ町脱炭素・再エネ推進事業補助金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進を目的とするニセコ町脱炭素・再エネ推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

2 この補助金交付は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環地域事発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環地域事発第2203303号。以下「国実施要領」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）その他関連法令及び通知に基づき実施する。

(定義)

第2条 この規則における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものをいう。

- (1) 一般住宅 個人が常時居住する住宅で、かつ、居住のみを目的として建築された専用住宅をいう。
- (2) B E L S 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第7条の規定を実施するために定められた建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づき実施する建築物省エネルギー性能表示に係る第三者認証をいう。
- (3) ニセコスタンダード基準 ニセコ町脱炭素アクションプラン（令和6年3月策定）で定められた住宅の外皮平均熱貫流率が $0.28\text{W}/\text{m}^2\text{K}$ 以下を満たす基準をいう。

(対象事業)

第3条 この規則における補助対象事業は、次の各号に掲げるいずれかの事業とする。ただし、別表第1に定める要件に該当するものでなければならない。

- (1) 自家消費型の太陽光発電設備
- (2) 前号に付随する蓄電池及びエネルギーマネジメントシステム
- (3) 高効率空調設備
- (4) 高効率給湯設備
- (5) ニセコスタンダード基準かつN e a r l y Z E H +基準を満たす新築戸建て住宅
- (6) E V自動車（カーシェア）

(個人の補助金交付対象者)

第4条 町内の住宅（自己が居住する住宅に限る。以下この項において同じ。）に対象設備を新設又は対象設備が設置された住宅を購入する場合とし、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する者（第14条に規定する実績報告書の提出時までには町内に転入する者を含む。）であること。
- (2) 自己が所有しない住宅に居住する者の場合は、ニセコ町脱炭素・再エネ推進事業補助金交付対象設備設置承諾書（別記第3号様式）により当該住宅の所有者の承諾を得ていること。

(3) 補助金対象の住宅の所有者及び居住者が町が徴収する税を滞納していないこと。
ただし、町外の者の場合は、現に住所を有する市町村税を滞納していないこと。

(4) 補助事業者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を同年度中に受けたことがある者又は補助金の対象事業に対して、国が実施する住宅又は設備に対して国が実施する補助金を重複して利用する者は、補助金交付対象者としなない。

（民間事業者の補助金交付対象者）

第5条 町内の事業所に対象設備を新設又は対象設備の設置された事業所等を購入する場合とし、次の各号の全てに該当する者とする。

(1) 町内に事務所や事業所の住所を有する事業者又は町内で事業を行っている事業者であること。

(2) 自己が所有しない建物に対象設備を設置する場合は、ニセコ町脱炭素・再エネ推進事業補助金交付対象設備設置承諾書（別記第3号様式）により所有者の承諾を得ていること。

(3) 補助金交付対象者が町税を滞納していないこと。なお、町内に登記されていない場合は、現に住所を有する市町村税を滞納していないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が事業者内に所属していないこと。

(5) 補助金交付対象者が暴力団及び暴力団員との取引、契約、借金、部屋の賃貸を行っていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を同年度中に受けたことがある者又は補助事業の対象になる住宅又は設備に対して国が実施する補助金を重複して利用する者は、補助金交付対象者としなない。

（補助対象経費）

第6条 補助対象となる費用は、別表第1に定める額とする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、別表第1に定める額とする。

（交付申請期限）

第8条 補助金の交付申請期限は、補助申請した年度（以下「当該年度」という。）の1月10日までの間とする。

（交付申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ニセコ町脱炭素・再エネ推進事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に別表第2に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 前項にかかわらず、申請者は、補助金の申請を施工事業者等に委任することができる。ただし、前項の申請書にニセコ町脱炭素・再エネ推進事業補助金代理申請に係る委任状（別記第2号様式）を添えて提出しなければならない。

（交付決定）

第10条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否について決定し、ニセコ町脱炭素・再エネ推進事業補助金交付

(不交付) 決定通知書 (別記第 4 号様式) により、申請者に対して通知するものとする。
(事前着手)

第 1 1 条 前条の交付決定前に補助対象事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることができないものとする。ただし、補助金の交付申請後、やむを得ない事由により交付決定前に補助対象事業を実施しようとする場合においては、ニセコ町脱炭素・再エネ推進事業補助金事前着手届 (別記第 5 号様式) をあらかじめ町長に提出し、承認を受けたときは、この限りでない。

(変更等の承認申請)

第 1 2 条 補助金の交付の決定を受けた者 (以下「補助事業者」という。) は、第 9 条の申請内容に変更が生じたときには、ニセコ町脱炭素・再エネ推進事業補助金変更交付申請書 (別記第 6 号様式) に変更に関する書類を添えて、速やかに町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 補助事業を中止又は廃止する場合には、ニセコ町脱炭素・再エネ推進事業補助金中止・廃止承認申請書 (別記第 7 号様式) を提出し、承認を受けるものとする。

3 前項にかかわらず、軽微な変更については、町と協議の上、変更することができる。

(概算払)

第 1 3 条 町長は、補助金の交付決定後に必要があると認められる場合には、概算払をすることができる。

2 前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、ニセコ町脱炭素・再エネ推進事業補助金精算 (概算) 払請求書 (別記第 8 号様式) を町長に提出しなければならない。

(変更等の承認)

第 1 4 条 町長は、第 1 2 条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、ニセコ町脱炭素・再エネ推進事業補助金変更等承認決定書 (別記第 9 号様式) により補助事業者に対し、その内容を通知するものとする。

(実績報告)

第 1 5 条 補助事業者は、対象設備の支払日又は工事完了から 30 日以内又は当該年度の 2 月 10 日のいずれか早い日までにニセコ町脱炭素・再エネ推進事業補助金実績報告書 (別記第 10 号様式) に別表第 3 に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

2 前項の報告書類が期限までに提出されないときは、補助事業者は、補助金を受領する資格を失うものとする。

(補助金の額の確定)

第 1 6 条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容について審査し、適正であると認めるときは、補助金の額の確定を行う。

2 町長は、前項の規定により額の確定をしたときは、ニセコ町脱炭素・再エネ推進事業補助金の額の確定通知書 (別記第 11 号様式) により補助事業者へ通知する。

(補助金の交付)

第 1 7 条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定したのち、交付するものとする。

(協力)

第 1 8 条 町長は、補助事業者に対し、次に掲げる事項について要請できるものとし、補助事業者は、その要請に応じなければならないものとする。

- (1) 自家消費型の太陽光発電の設置した場合は、太陽光発電による発電電力量及び建物の消費電力量及び自家消費割合に対しての年次報告の提供
- (2) 脱炭素や省エネルギー等に関するアンケート
- (3) 国等から各種データの追加提供要請がある場合
- (4) 町が進める脱炭素推進施策に関する協力を依頼する事項
(交付決定の取消し)

第19条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、該当補助金の全部又は一部の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、取消しが相当と認める事由があったとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても同様とする。

3 第1項の規定による取消しを行う場合には、ニセコ町脱炭素・再エネ推進事業補助金交付決定取消通知書（別記第12号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第20条 町長は、前条の規定により交付決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により、補助金の返還の命令を受けた者は、指定された期日までに補助金を返還しなければならない。

（財産処分の制限）

第21条 補助事業者は、補助事業等により取得した財産等の処分制限期間を定める件の一部を改正する件（令和6年環境省告示第41号）で定める期間を経過するまで、補助事業により取得又は効果の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、取壊し、廃棄又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者がニセコ町脱炭素・再エネ推進事業補助金財産処分承認申請書（別記第13号様式）を町長に提出し、承認を受けた場合又はニセコ町脱炭素・再エネ推進事業補助金返納申出書（別記第14号様式）を町長に提出し、補助金の全部、又は一部に相当する金額を町に納付した場合若しくは補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して町長が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

第22条 町長は、前条の規定によるニセコ町脱炭素・再エネ推進事業補助金財産処分承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果をニセコ町脱炭素・再エネ推進事業補助金財産処分審査結果通知書（別記第15号様式）により補助事業者に対して通知するものとする。

（財産処分制限期間終了後の廃棄）

第23条 補助対象期間又は対象設備の耐用年数を経過した後の対象設備については、補助事業者や当該物件の所有者等が自らの責任で適切に処分しなければならない。

2 補助事業者や当該物件の所有者等は、10kW以上の太陽光発電設備の解体費用及び撤去費用その他の費用について、資源エネルギー庁が定めた廃棄等費用積立ガイドラインを参考に必要な経費の算定及び資金計画を策定し、その計画に従い、資金を確保し、発電事業の終了時において、適切な廃棄又はリサイクルを実施しなければならない。

3 補助事業者や当該物件の所有者は、10kW未満の太陽光発電設備の廃棄又はリサイクルを行う場合は、資源エネルギー庁が定めた事業計画策定ガイドライン（太陽光発

電)により、必要な経費を見込んだ事業計画の策定に努め、必要な経費を見込んだ上、適切に実施しなければならない。

- 4 蓄電池の廃棄等については、必要な経費を見込んだ事業計画の策定に努めなければならない。また、蓄電池には消防法（昭和23年法律第186号）で規定する危険物に該当する物質が使用されているため、使用済み蓄電池を適切に廃棄又は回収する場合は、機器の添付書類に明記されており、これらに準じた適切な廃棄・リサイクルを実施すること。

（関係書類の保管）

第24条 補助事業者は、補助金の交付に関わる関係書類を事業実施年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（雑則）

第25条 この規則に定めのない事項については、ニセコ町補助規則（昭和52年ニセコ町規則第3号）の例による。

（委任）

第26条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

別表第1（第3条、第6条、第7条関係）

	対象	補助要件
一	共通	(1) 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。ただし、中古設備は、対象外とする。 (2) 各種法令等が遵守された設備であること。 (3) 対象設備の法定耐用年数を経過するまでの間に補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果については、J-クレジット制度への登録をしないこと。 (4) 国の実施要領の交付要件を満たすこと。
1	自家消費型の太陽光発電設備	(1) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP（Feed-in Premium）制度の認定を取得しないこと。 (2) 本事業により導入する太陽光発電設備で発電し、その設置された建物で消費された電力量（kWh）が、当該設備で発電する電力量の「30%以上（個人対象）」「50%以上（民間事業者対象）」であること。 (3) 第三者所有型である電力購入契約（PPAモデル）又はリース契約での導入としないこと。 (4) 付帯設備である蓄電池及びエネルギーマネジメントシステムを可能な限り導入すること。

		<p>(5) 電気事業法等の関係法令を遵守し、構築及び運用すること。</p>
		<p>補助対象経費</p>
		<p>(1) 太陽電池モジュール (2) 架台 (3) パワーコンディショナー (4) その他付属機器（接続箱、開閉器、配線、発電電力計 量器等） (5) 工事費（配線及び配線器具、電気工事等）</p>
		<p>（太陽光発電一体型カーポート） (1) 太陽発電モジュール一体型カーポート (2) 基礎（カーポートの柱を地面に固定するための部分に 限る） (3) パワーコンディショナー（インバータ、保護装置） (4) その他付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉 器等） (5) 工事費（配線及び配線器具、電気工事等）</p>
		<p>（太陽光発電搭載型カーポート） (1) 太陽発電モジュール (2) カーポート（太陽光発電モジュールの土台になるもの に限る） (3) 基礎（カーポートの柱を地面に固定するための部分に 限る） (4) 架台 (5) パワーコンディショナー（インバータ、保護装置） (6) その他付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉 器等） (7) 工事費（配線及び配線器具、電気工事等）</p>
		<p>補助額</p>
		<p>14万円／kW以内（個人対象） 10万円／kW以内（民間事業者対象） 対象経費の1／3以内（ソーラーカーポート） ※太陽電池出力は、太陽電池モジュールのJISなどに基づ く公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出 力の合計値の低い方をkW単位で小数点以下を切り捨てた値 とする。</p>

2	蓄電池	<p>(1) この事業で導入する太陽光発電設備の付帯設備であること(4, 800Ah・セル相当のkWh未満を家庭用以上を業務用とする)。</p> <p>(2) 原則として太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであること。</p> <p>(3) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>(4) 第三者所有型である電力購入契約(PPAモデル)又はリース契約での導入としないこと。</p> <p>(5) 性能表示基準、蓄電池部安全基準、蓄電システム部安全基準、震災対策基準及び保証期間は、国の実施要領に基づくこと。</p>
		補助対象経費
		<p>(1) 設備本体</p> <p>(2) パワーコンディショナー</p> <p>(3) その他付属機器(計測及び表示装置等)</p> <p>(4) 工事費(据付及び配線工事等)</p>
		補助額
		<p>蓄電池価格(円/kWh)の1/3以内 (上限) 4.7万円/kWh(家庭用) 5.3万円/kWh(業務用)</p> <p>下記金額を超える蓄電池は、対象外 ※家庭用: 14.1万円/kWh(工事費込み・税抜き) ※業務用: 16.0万円/kWh(工事費込み・税抜き)</p>
3	エネルギーマネジメントシステム	<p>(1) 本事業で導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。</p> <p>(2) 平時に省エネ効果(運用改善によるものを含む)が得られるとともに、熱源、ポンプ、照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量又は計測を行い、データを収集、分析、評価できる機器であること又はシステム内の発電量その他データに基づく需給調整の制御に必要な不可欠な機器であること。エネルギーマネジメントに必要なソフトウェア等の需給調整制御に必要な不可欠な最適化計算及び制御を行うプログラム等も補助対象に含む。</p>
		補助対象経費
		<p>(1) 設備本体</p> <p>(2) 計測機器(ソフトウェア等も含む)</p>

		(3) 工事費 (据付及び配線工事等)
		補助額
		対象経費の2/3以内
4	高効率空調設備 (エアコン)	<p>(1) 従来の暖房設備に対して30%以上CO2削減効果が得られるエアコン機器であること。新築に設置する場合は、町で一般的なFF式灯油ファンヒータを従来の暖房設備とみなすこと。</p> <p>(2) 既存の建物に設置する場合は、従来の暖房設備を撤去の上、適切に廃棄すること。</p> <p>(3) 一般住宅に設置する設備とし、戸あたり最大3台以下にすること。</p>
		補助対象経費
		(1) 設備本体 (2) 工事費 (据付、配線、配管工事等)
		補助額
		対象経費の1/2以内
5	高効率給湯設備 (エコキュート等)	<p>(1) 従来の給湯設備に対して30%以上CO2削減効果が得られるエコキュート機器であること。新築に設置する場合は、町で一般的な灯油ボイラを従来の給湯設備とみなすこと。</p> <p>(2) 既存の建物に設置する場合は、従来の給湯設備を撤去の上、適切に廃棄すること。</p> <p>(3) 一般住宅に設置する設備とし、戸あたり最大1台までにすること。</p>
		補助対象経費
		(1) 設備本体 (2) 工事費 (据付、配線、配管工事等)
		補助額
		対象経費の1/2以内
6	新築戸建て住宅 (ニセコスタン)	(1) ニセコスタンダードの基準 (Ua値0.28W/m ² K以下) を満たす新築の戸建て住宅であること。

	<p>ダード基準かつ Nearl y ZEH+基準を 満たす住宅)</p>	<p>(2) 建築物省エネルギー性能表示制度 (BELS) において、Nearl y ZEH+の認定を受けていること。 (3) 太陽光発電設備等の再エネ発電設備を導入すること。 (4) 事業実施主体は、新築戸建住宅の建築主又は新築戸建建売住宅 (建売を前提に建築され、登記されたことのない住宅) の購入予定者となる個人又は販売者となる法人とする。 (5) 交付対象は、事業実施主体 (新築戸建建売住宅の販売を行う法人の場合を除く。) が常時居住する一般住宅であること。(住宅の一部に店舗や事務所等の非住居部分がある場合は、建物全体が住宅用のニセコスタンダード基準及び非住宅用のニセコスタンダード基準である $BEI \leq 0.8$ の両者を満たすこと。) (6) エネルギーの使用状況に関する調査及び分析のため、町に対して必要な情報提供に協力すること。</p>
補助対象経費		
新築戸建て住宅のうちNearl y ZEH+に係る費用		
補助額		
150万円/戸以内		
7	<p>EV自動車 (カーシェア)</p>	<p>(1) EV車両の走行による想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続して充電を行うものであること。ただし、再エネ発電設備を設置できない場合又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、その不足分には、再エネ電力証書 (グリーン電力証書又は再エネ電力由来Jクレジット) の購入又は再エネ電力メニューからの調達を行ってよいこととする。 (2) 通信及び制御機器、充放電設備又は充電設備と合わせて、外部給電が可能なEV車両であること。経済産業省のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金 (以下「CEV補助金」という。) の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る。 ※「CEV補助金」との併用は、不可とする。 (3) 次のいずれかを満たすカーシェア事業であること。 (a) 平常時に社用車として使用し、災害時に限らず遊休時に地域住民等に有償又は無償にて貸し渡しするものであること。 (b) カーシェア事業として環境省から事前に承諾を得たものであること。</p>

		補助対象経費
		EV自動車購入費
		補助額
		上限100万円/台 ※車体価格の1/3の方が上限額より低い場合又はその上限額とする。

別表第2 (第9条関係)

	対象	添付書類
ー	共通	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助金の申請を施工事業者等に委任する場合は、代理申請に係る委任状(第2号様式) (2) 自己が所有しない住宅又は事業所に設置する場合は、所有者の承諾書(第3号様式) (3) 町外に住所を有する場合は、その市区町村が発行する納税証明書の写し (4) 法人の場合は登記簿謄本(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し) (5) 経費の内訳が明記されている工事見積書等の写し(建売の場合は売買見積書等の写し) (6) 誓約書 (7) その他町長が必要と認める書類
1	太陽光発電設備 (ソーラーカーポートを含む)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 太陽光発電設備設置に係る図面及び配線図の写し (2) 太陽電池の最大出力の合計値が確認できるものの写し (3) 太陽電池モジュールの保証期間(無償)が確認できるものの写し (4) パワーコンディショナーの定格出力が確認できるものの写し (5) ソーラーカーポートについては、耐風又は耐雪を確認できるカタログ等
	蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> (1) 蓄電池の仕様及び諸元等が確認できるカタログ等 (2) 蓄電システム本体機器を含むシステム全体のパッケージの型番が確認できる資料(4,800Ah・セル相当のkWh未満の場合のみ)
	エネルギーマネジメントシステム	<ul style="list-style-type: none"> (1) エネルギーマネジメントシステムの仕様及び諸元、計測内容、計測点数等が確認できるカタログ等

2	高効率空調設備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 高効率空調設備の仕様及び諸元、設置箇所等がわかるカタログや図面 (2) 従来使用していた暖房設備の設置状況及び型番が分かる写真 (3) 従来使用していた暖房設備の型番が確認できる書類 (4) 本事業により導入する高効率空調設備が従来の暖房設備に対して30%以上の省CO2効果が得られることを証明する書類等
3	高効率給湯設備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 高効率給湯器の仕様及び諸元、設置箇所等がわかるカタログ又は図面 (2) 従来使用していた給湯器の設置状況及び型番が分かる写真 (3) 従来使用していた給湯器の型番が確認できる書類 (4) 本事業により導入する高効率給湯器が従来の給湯機器等に対して30%以上省CO2効果が得られることを証明する書類等
4	新築戸建て住宅 (ニセコスタンダード基準かつNearlyZEH+基準を満たす住宅)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 実施計画書 (2) BELS評価書の写し
5	EV自動車 (カーシェア)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 車両の仕様及び諸元や設置箇所等がわかるカタログや図面 (2) カーシェアの運用に係る規定等が確認できる書類 (3) EV車両の走行による想定年間消費電力量を賄うことができる再エネ発電設備と接続して充電を行うことが確認できる資料又は再エネ電力証書(グリーン電力証書又は再エネ電力由来Jクレジット)の購入又は再エネ電力メニューの契約が確認できる書類

別表第3 (第15条関係)

	対象	添付書類
—	共通	<ul style="list-style-type: none"> (1) 対象の設置状況を撮影した写真(設置状況が分かる全体写真、機器本体及び型番が確認できる箇所の写真)、太陽光発電設備においては、設置状況がわかる全体写真のほか、設置した太陽光パネルの枚数が確認できる写

		<p>真、蓄電池においては、蓄電パッケージを構成する全ての装置の設置状況及び型番が確認できる写真、エネルギーマネジメントシステムにおいては、設置状況がわかる機器本体と型番が確認できる写真、高効率空調設備においては、設備本体と室外機各々の設置状況及び型番が確認できる写真、高効率給湯設備においては、設備本体及び室外機それぞれの設置状況、それぞれの機器の型番が確認できる写真、新築戸建て住宅においては、建物全景写真のほか、ZEH+に係わる設備等（外皮断熱、窓、戸、高効率機器等）の設置状況、それぞれの型番が分かる写真、EV自動車においては、車両全景写真（自動車登録番号票が分かるもの）及び充電設備全景写真</p> <p>(2) 対象の設置に係る領収証及び経費の内訳が確認できる請求書の写し</p> <p>(3) 契約書又はそれに類する資料の写し</p> <p>(4) その他町長が必要と認める書類</p>
1	<p>太陽光発電設備 (ソーラーカーポートを含む)</p> <p>蓄電池</p> <p>エネルギーマネジメントシステム</p>	<p>(1) FIT制度（固定価格買取制度）の適用を受けていないことが確認できる書類</p> <p>(2) 設置した太陽電池モジュールの変換効率、性能、未使用品であることが確認できる出力対比表（設置枚数分及び製造番号の記載があるもの又はその写し）</p> <p>(3) 蓄電池と太陽光発電設備の接続が確認できる結線図等</p> <p>(4) 本事業により導入する太陽光発電設備で発電して消費した電力量（kWh）が、当該設備で発電する電力量（事業者は、50%以上、一般家庭は、30%以上）であることを証明する書類等</p> <p>(5) 導入設備の保証書の写し（蓄電池のみ）</p>
2	高効率空調設備	—
3	高効率給湯設備	—
4	ニセコスタンダード基準かつNearly ZEH+基準を満たす新築戸建て住宅	(1) 住民票（個人の補助金交付対象者のみ該当）
5	EV自動車 (カーシェア)	(1) 自動車検査証の写し